

令和6年度 岡山県南部水道企業団入札参加資格審査申請書提出要領

当企業団が発注する「建設工事」「測量、建設コンサルタント業務等」「物品供給、役務の提供等」の入札に参加を希望される方は、次により、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出してください。

1 申請書の提出を受ける業種等及び対象者の要件

(1) 建設工事・・・建設業法第2条第1項別表に掲げる「土木一式工事」等29業種

申請を希望する建設工事の業種について、契約締結先となる営業所において建設業の許可（建設業法第3条）を受け、総合評定値の通知（建設業法第27条の29）を受けている建設業者。ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において、審査基準日が令和4年7月31日以降であり、希望業種の完成工事高（2年ないし3年平均）が「0」でないこと。

(2) 測量、建設コンサルタント業務等・・・「測量」「建築関係建設コンサルタント業務」「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査業務」「補償関係コンサルタント業務」「漏水調査業務」の6業種

申請を希望する業務のなかで、「測量」においては測量法第55条による登録、「建築関係建設コンサルタント業務」のうち建築一般においては建築士法第23条による登録が必要であり、申請の際にそれぞれの証明書（写し可）が必要となります。

(3) 物品供給、役務の提供等・・・(1)及び(2)に該当しない業務等

2 申請書を受理しない場合

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合
- (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の事実が記載してある場合
- (3) 申請書提出時点で、希望業種の2年以上の営業の実績がない場合
- (4) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税及び市税）を完納していない場合
- (5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者である場合
- (6) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に未加入である場合（建設工事のみ。加入義務がない業者を除く。）
- (7) 退職金共済制度（建退共等）に未加入である等、退職金制度を完備していない場合（建設工事のみ。）

3 希望業種数

「建設工事」及び「測量、建設コンサルタント業務等」を希望する場合、それぞれ

(1) 区域内業者

倉敷市、玉野市及び岡山市のいずれかに本社又は本店を有する業者 5業種以内

(2) 県内業者

倉敷市、玉野市及び岡山市を除く岡山県内に本社又は本店を有する業者 3業種以内

(3) 県外業者

岡山県外に本社又は本店を有する業者 3業種以内

とし、申請書に記入してください。年度途中での変更及び追加は認めません。

4 提出書類

「提出書類一覧表（4ページから7ページ）」の番号順に、綴じ紐を使用して提出してください。（ただし、提出書類16「入札参加資格審査申請書受付票」は綴じずに提出）

各種様式等は、当企業団ホームページからダウンロード可能です。必ず令和6年度の様式を使用してください。

5 提出方法及び受付期間

(1) 提出方法

原則、郵送による。（持参による提出も可）

(2) 受付期間

令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木）まで（必着）

（持参による場合は、上記受付期間（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

※ 受付期間経過後の提出は一切受け付けません。

(3) 提出（郵送）先

8 問い合わせ先 を参照してください。

(4) その他

郵送方法は指定しませんが、郵送時の事故防止のため、簡易書留、特定記録郵便又はレターパック等をご活用ください。（郵送時の事故等を理由とする提出期限の延長は一切できませんので、ご注意ください。）

封筒表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。また、申請書の受付票が必要な場合は、受付票返信用封筒（宛名記入、84円切手貼付）を必ず同封してください。（同封されていない場合、受付票は返信しません。）

6 資格審査結果及び適用期間

資格を有すると認められた方について、令和6年4月1日（月）以降に当企業団ホームページ及び総務課窓口において資格者名簿を公表しますので、確認してください。（ホームページでの公表は「建設工事」のみとなります。）

なお、登録済通知書等の発行はしませんので、ご注意ください。

この申請に基づく入札参加資格は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間適用します。（当該期間に公告し、又は通知する入札に参加することができます。また、令和6年3月中に執行する令和6年度分単価契約等に係る入札においても同様とします。）

7 その他注意事項

この提出要領について補足等がある場合は当企業団ホームページに掲載しますので、随時確認してください。

8 問い合わせ先

〒710-0807

岡山県倉敷市西阿知町247番地の1

岡山県南部水道企業団総務課

TEL：086-465-5050 FAX：086-465-5056

ホームページアドレス：<http://www.nansui.or.jp>

提出書類一覧表

(凡例 ○ → 提出必要 × → 提出不要 △ → 該当する場合に提出必要)						
番号	提出書類	工事	コンサル	物品 役務	写し	備 考
1	入札参加資格審査申請書 ・ 建設工事（様式1） ・ 測量、建設コンサルタント業務等（様式2） ・ 物品供給、役務の提供等（様式3）	○	○	○	不可	申請者は本社の代表者とし、実印を申請印欄に押印してください。 申請書右上の日付欄には、申請書提出（郵送）時の日付を事前に記入してください。 記入漏れ等のないように注意するとともに、他の提出書類との内容の整合を確認してください。
2	測量、建設コンサルタント業務等希望内訳書 （様式4） <u>※2枚ありますので、A4両面印刷で提出してください。</u>	×	○	×	可	測量、建設コンサルタント業務等を希望する全者提出してください。 必ず令和6年度の様式を使用してください。
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	×	×	可	<u>審査基準日が令和4年7月31日以降のものであることを確認してください。</u> 通知書において「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の項目のすべてが「有」又は「除外」でない場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要となります。
	経営規模等総括表 （様式5、右記の様式でも可）	×	○	×	可	国土交通省の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を使用する場合は、「 21 測量等実績高」、「 22 有資格者数（人）」及び「 23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」を提出してください。様式は以下のURLからダウンロードできます。 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html
4	印鑑証明書	○	○	○	可	<u>証明年月日が令和5年11月1日以降のものであることを確認してください。</u>
5	使用印鑑届 （様式6、任意の様式でも可）	○	○	○	不可	実印と同一の場合も提出してください。

(凡例 ○ → 提出必要 × → 提出不要 △ → 該当する場合に提出必要)						
番号	提出書類	工事	コンサル	物品 役務	写し	備考
6	年間委任状 (様式7、任意の様式でも可)	△	△	△	不可	入札及び契約締結等の権限を支店長等に委任する場合は提出してください。(「建設工事」の場合、受任先は、希望業種の許可を有する建設業法第3条の営業所であること。) 委任状右上の日付欄には、申請書提出(郵送)時以前の日付を事前に記入してください。
7	技術職員名簿 (経営事項審査申請時(提出書類3の結果通知書の審査申請時)に添付したものの写し)	○	×	×	可	直近(申請時)のものを提出してください。
	技術者経歴書 (様式自由)	×	○	×	可	技術者ごとに法令による免許等が確認できる様式で提出してください。
8	建設業許可証明(確認)書又は建設業許可通知書 ※国土交通省の建設業者検索システムから出力されたPDFのみでも可とします。(ただし、許可の有効期限が切れていない場合に限ります。)	○	×	×	可	建設業許可証明(確認)書の場合は、 <u>令和5年11月1日以降の発行日であることを確認</u> してください。 許可の有効期間の満了後、許可更新中の場合は、更新中であることを証明できる書類(受付印を押した申請書等)を添付するものとし、後日正式な証明(確認)書又は通知書を提出してください。
	登録証明書・現況報告書 ※希望業種により、次の書類を添付してください。 【測量】登録証明書 【建築設計(建築一般)】 建築士事務所登録証明書 【土木設計・地質調査・補償】 (登録があれば)整備局等の確認印のある現況報告書	×	△	×	可	登録証明書については、 <u>証明年月日が令和5年11月1日以降のものであることを確認</u> してください。 最新の現況報告書を手続中の場合、整備局等の確認印のある前回分の表紙と手続中の最新版を提出してください。

(凡例 ○ → 提出必要 × → 提出不要 △ → 該当する場合に提出必要)						
番号	提出書類	工事	コンサル	物品 役務	写し	備考
9	営業所一覧表 (様式自由)	△	△	△	可	<p>本社以外の営業所がない場合は不要です。</p> <p>「建設工事」については、営業所ごとに許可業種を明記してください。(契約締結先となる営業所は、希望業種の許可を有する建設業法第3条の営業所であること。)</p>
10	納税証明書 (完納証明書)	○	○	○		<p>証明年月日が令和5年11月1日以降のものであることを確認してください。</p> <p>証明日時点で完納の確認ができない手形等による納付は不可とします。</p> <p>電子納税証明書の場合は、印刷したものを提出してください。</p>
	(1) 国税	○	○	○	可	<p>全者提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は様式「その3の3」 ・個人の場合は様式「その3の2」
	(2) 岡山県税	△	△	△	可	<p>契約締結先となる本社又は支店等の所在地が岡山県内である場合のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県徴収金等の滞納がないこと」の証明書
	(3) 市税 (倉敷市税、玉野市税及び岡山市税のいずれか)	△	△	△	可	<p>契約締結先となる本社又は支店等の所在地が倉敷市、玉野市及び岡山市のいずれかの市内である場合のみ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市税の未納がないこと (各市様式)」の証明書 (市税納付後、概ね2週間以内に申請する場合は領収書の提示が必要となる場合があります。)
11	工事経歴書 (様式自由) (経営事項審査申請時に使用したものでも可)	○	×	×	可	<p>希望業種の直近の過去1期分 (12ヶ月) について、業種ごとに分けて記載してください。</p>
	測量等実績調書 (様式自由)	×	○	×	可	
12	財務諸表又は決算報告書 (個人事業主の場合は貸借対照表及び損益計算書)	×	○	○	可	<p>直近のものを提出してください。(「測量、建設コンサルタント業務等」については、現況報告書の添付がある場合は不要です。)</p>

(凡例 ○ → 提出必要 × → 提出不要 △ → 該当する場合に提出必要)						
番号	提出書類	工事	コンサル	物品 役務	写し	備考
13	建設業退職金共済等加入証明書	○	×	×	可	<p><u>証明年月日が令和5年11月1日以降のものであることを確認してください。</u></p> <p><u>(提出書類3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄において、「建設業退職金共済制度加入の有無」又は「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」が「有」となっている場合は、証明書の提出は不要です。</u></p> <p>※いずれの制度にも未加入の場合は代表者押印の理由書(写し可)を添付してください。理由書には次のことが分かる内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社内の退職金制度を完備していること。 ・下請に出さず自社施工していること、又は、下請けに出していても日雇労働者を使用していないこと。
14	登記事項証明書 (個人事業主の場合は ①身分証明書 ②登記されていないことの証明書 が必要になります。)	○	○	○	可	<p>商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を添付してください。</p> <p><u>証明年月日が令和5年11月1日以降のものであることを確認してください。</u></p>
15	暴力団排除に関する誓約書(兼同意書) (様式8)	○	○	○	不可	<p>本社の代表者によるものとし、実印を押印してください。</p>
16	入札参加資格審査申請書受付票 (様式9)	△	△	△	可	<p>受付票が必要な方は提出してください。(郵送による場合は、返信用封筒(宛名記入、84円切手貼付)を必ず同封してください。)</p> <p><u>※受付票及び返信用封筒が同封されていない場合は受付票の返信はいたしません。</u></p>